

滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年9月28日

滋賀県後期高齢者医療広域連合

監査委員 若林 忠彦

監査委員 佐藤 健司

別紙

1 監査の実施日 令和5年8月29日（火）

2 監査の実施場所 滋賀県厚生会館3階 滋賀県市長会会議室

3 監査の実施方針

本監査は、令和5年度監査計画に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ網羅的に行われているかどうかを主眼として、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査を実施した。

4 監査の対象年度

令和4年度執行分

5 監査の方法

提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、例月出納検査の結果を踏まえつつ、関係職員からの説明を聞き取る等の方法により実施した。

6 監査の結果

（1）指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等が適切でないものとして指摘した事項はなかった。

（2）指導事項

監査の結果、財務に関する留意改善事項や、合理的な事務の執行について指導した事項はなかった。

(3) 意見

- ① 滋賀県は令和2年の都道府県別の平均寿命は男性が日本一、女性も第2位となり、令和元年の健康寿命（客観的指標）も上位を占めるなど、日本一の長寿県であり、その一翼を広域連合が担っているとも言え、医療保険制度や保健事業の運営については、大いに評価できる。保健事業については、改めてその重要性を再認識し、次のことについて取り組んでいただきたい。

現在、策定を進められている保健事業実施計画（第3次）は、十分なデータ検証を行ったうえで、当広域連合の取組目標を市町と共有するとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」等のより高度な推進に取り組まれない。特に口腔機能の維持は、フレイル対策にも繋がり、身体的な問題だけでなく、精神・心理面、社会活動等、多面的に影響を与えることから、歯科健診受診率向上に努め、併せて口腔機能に着目した取り組みを進められたい。

一方、直近の歯科健診受診率はマイナスとなっており、その原因を受託者とも連携して分析され、効果的な取り組みとされたい。あわせて、保険者インセンティブ交付金を市町の保健事業等の財源として、有効な取り組みに活用できるよう検討されたい。

- ② 国による制度改正や、被保険者数および医療費の増加に伴い、業務量の増加、多様化、複雑化が予想されることから、引き続き、業務委託やDXの推進による事務の省力化・効率化による円滑な制度運営に取り組まれない。
- なお、業務委託については、一定期間の節目でその事業効果を検証し、業務執行体制の最適化に向けた検討をされたい。